

長野県労働問題審議会条例

昭和 31 年 12 月 17 日 条例第 64 号

(設置)

第 1 条 労働問題に関する重要事項について調査審議するため、長野県労働問題審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔昭和 46 年条例 30 号〕

(任務)

第 2 条 審議会は、労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

2 前項に規定するもののほか、審議会は、国の諸施策と相まつて行う雇用に関する緊急かつ重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

全部改正〔昭和 46 年条例 30 号〕、一部改正〔昭和 53 年条例 26 号・57 年 6 号〕

(組織)

第 3 条 審議会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各 5 人をもつて組織する。

2 委員は、知事が任命する。

一部改正〔昭和 57 年条例 6 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 46 年条例 30 号〕

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、学識経験者である委員のうちから委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、学識経験者である委員のうちから、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

一部改正〔昭和 46 年条例 30 号〕

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各 2 人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門委員)

第 7 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

追加〔昭和 46 年条例 30 号〕

(幹事)

第8条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

一部改正〔昭和46年条例30号・平成11年45号〕

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は知事が定める。

一部改正〔昭和46年条例30号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 [特別職の職員等の給与に関する条例](#) (昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 3 [特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例](#) (昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和46年7月13日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年10月9日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
(長野県労働教育審議会条例の廃止)
- 2 長野県労働教育審議会条例 (昭和27年長野県条例第80号) は、廃止する。

附 則 (平成11年12月20日条例第45号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。